

保護者 様へ

インフルエンザ治癒証明から「インフルエンザ受診報告書」に変更になります

お子さまがインフルエンザに感染した場合、他の児童に感染させないためと病気の悪化予防のため、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」の間、出席停止となります。（インフルエンザに感染した児童は、学校保健安全法の規定に準拠し出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。）

昨年度までは、登園させるために医師による治癒証明を提出していただいていたのですが、今年度からは治癒証明に代わって別紙の「インフルエンザ受診報告書」を通園施設に提出してください。

※医療機関を受診したときに、医療機関からインフルエンザ受診報告書（医師が記入する欄に記入されたもの）を受け取ってください。インフルエンザが治癒し、登園するときは、改めて医師の診察を受ける必要性はありませんが、受診時の医師の指示に従ってください。

※この報告書は、那須烏山市・那珂川町の医療機関に備え付けてあります。受診時に上半分を医療機関に記入してもらい、下半分は保護者の方に記入していただきます。

※那須烏山市・那珂川町以外の地区で受診される場合は、医師の対応が異なる場合がありますので、病院の指示を受けてください。

那須烏山市こども課 電話0287-88-7116

インフルエンザり患が疑われたら・・・

①医療機関を受診。

↓

②医療機関から医師記入欄に記入された「インフルエンザ受診報告書」を受け取る。

↓

③通園施設へ連絡。

↓

④保護者記入欄の体温の記録をつける。

↓

⑤インフルエンザが治癒（出席停止の期間が経過）したら、登園するときに、登園日、児童名、保護者欄に記入し押印した「インフルエンザ受診報告書」を通園施設に提出する。

登園日の考え方は裏面をご覧ください。

出席停止の期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
------------	-------------------------------

登園日の考え方

① 発症した後5日を経過した。

発症した日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	★発症後 6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

② 解熱日（平熱に下がった日）後、3日経過した。

解熱日	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	★解熱後 4日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

③ 登園日

① と②の太枠の日にちの遅い方が登園日となります。

登園日： 年 月 日

出席停止の期間の例

○発症後2日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可能日
		解 熱	1日目	2日目	3日目	

○症後3日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		登園可能日
			解 熱	1日目	2日目	3日目	